

放送番組制作業実態調査 用語の解説

系列会社	親会社	当該会社の議決権を過半数所有している会社をいう。 ただし、50%以下であっても、当該会社の経営を実質的に支配している場合はこれに含む。
	子会社	当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。 また、当該会社の子会社又は当該会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社をこれに含む。 なお、50%以下であっても経営を実質的に支配している場合はこれに含む。
	関連会社	当該会社が20%以上～50%以下の議決権を所有する会社をいう。
費用の内訳	給与総額	労務費、給料、手当、賃金、賞与(賞与引当金繰入額を含む)、営業費用から支払われる役員報酬、役員賞与(役員賞与引当金繰入額を含む)の合計額をさす。
	福利厚生費	法定福利費(厚生年金保険法、労働災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、退職給与支払額(退職給付費用を含む)等の総額をさす。
	減価償却費	固定資産の償却費として計上された金額をさす。 なお、直接法の場合は「減価償却費」として「固定資産勘定」から控除した額、間接法の場合は、「減価償却累計額」に引き当てられた額である。
	支払利息等	銀行その他の金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金利息、社債利息、手形売却損(受取手形の割引料)をさす。
	動産・不動産賃借料	土地、建物の貸借料、事務用機械、端末機を含むコンピュータの貸借料などをさす。
	租税公課	営業上負担すべき事業税、固定資産税、自動車税、印紙税など。 ただし、法人税、住民税、所得課税の事業税は含まない。
従業者	常時従業者	その呼称にかかわらず1か月を超える雇用契約者及び当該年度末の前2か月において、それぞれ18日以上雇用した者。
	有給役員	重役・理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。 ただし、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務につき一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は除く。
	正社員・正職員	常時従業者のうち、一般に正社員・正職員などと呼ばれている者。
	パートタイム従業者	常時従業者のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い者。
	他企業等への出向者	常時従業者のうち、主として、当該会社で給与を支払っている子会社、関連会社などへの出向者をいう。
	臨時・日雇雇用者	1か月以内の期間を定めて雇用している者及び日々雇い入れている者。
(受入れ)派遣従業者	労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま、派遣先会社と当該労働者派遣事業主との契約の下に、派遣先会社の指揮命令を受けて、派遣先会社の業務に従事している者。	
完パケ	「完全パッケージ」の略。収録・編集などが終わりいつでも放送できるよう完全にできあがっている番組のこと。	